



消費生活情報

くらしのまど

クリーニングトラブルに注意しましょう

これから気温が高くなり、衣替えを行う方が多くなると思います。今回は、クリーニングのトラブルについてご紹介いたします。

【担当課】消費生活センター
 (立石5-27-1ウイメンズパル内)
 ☎03(56998)2311

事例1

冬物のスーツをクリーニングに出した後、小さな穴が数カ所見つかった。クリーニング店に見せると「虫食いだ。クリーニングのせいではない」と言われた。納得できない。

アドバイス

衣類に開いた小さな穴がクリーニングによるものかどうかは、マイクロスコップで観察することで判別ができます。

クリーニングが原因であると思っても、実は家庭で保管している間に既にできてしまった虫食いによる穴が、クリーニングで大きくなってしまったということもあります。虫食いは、ウールや絹などタンパク質を主成分とする繊維に起こりやすい傾向があります。特に、食べこぼしや皮脂などの汚れが付着していると被害に遭いやすいため、常に清潔にしておくことが大切です。保管の際は、防虫剤を適切に利用して予防しましょう。

事例2

インターネットで宅配クリーニング業者にコートのクリーニングを申し込んだ。クリーニング後、風合いが全く変わり着られなくなった。弁償してほしい。

アドバイス

宅配型クリーニングは、いつでもインターネットから申し込みができる他、布団などの大物や大量の衣類の持ち運びが不要、遠方の業者も利用できるなど、非常に便利です。

しかし、業者と直接対面していないので、紛失・破損などがあつた場合に、現物を見ての交渉ができない、業者と連絡が取れないといったトラブルが起きています。インターネットで申し込む時は、規約や事故賠償基準などをよく読み、契約内容を理解した上で、業者の連絡先と連絡方法を確認しましょう。

クリーニングする衣類が取扱対象になつていないかどうかを確認しましょう。取扱除外品は業者によって異なりますが、「洗濯表示がない」「皮・毛皮製品」などが代表例です。また、送つた衣類の明細や宅配便の伝票は、保管しておきましょう。衣類が届いたらすぐに開封して、送つた衣類が全て戻つてきているか、破損などがなければ確認し、問題があつたらすぐに業者に連絡しましょう。

ボランティア保険の加入受付を開始します

【対象】区内でボランティア活動をしている団体の指導者およびボランティア活動を行う参加者

【保険期間】7月1日(水)から1年間

【保険料】無料(区が負担)

【保険内容】表1の通り

【申込方法】団体の代表者が、6月8日(月)までに表2の担当課に申し込みください。6月9日(火)以降も申し込みはできますが、7月2日(木)以降の保険適用となる場合があります。

昨年度の加入団体も、再度申し込みが必要です。

【担当課】総務課

(表1)

保険内容		補償限度額	
損害賠償責任保険	身体賠償	最高 1人	1億円
	財物賠償	最高 1事故	2億円
	保管物賠償	最高 1事故	1,000万円
傷害保険	死亡	最高 1名	500万円
	後遺障害	1名	335万円
	入院	1名	10~335万円
	通院	日額	5,000円(180日限度)
		日額	1,000円(90日限度)

(表2)

団体	担当課	電話番号
PTA	地域教育課 (区役所4階406番)	03-5654-8589 03-5654-8482
子ども会・青少年健全育成団体など	障害福祉課(区役所2階201番)	03-5654-8301
心身障害者福祉活動団体など	高齢者支援課(区役所2階201番)	03-5654-8256
高齢者福祉活動団体など	地域振興課(区役所4階405番)	03-5654-8218
自治町会など	文化国際課 (立石6-33-1かつしかシンフォニーヒルズ別館内)	03-5670-2259
国際交流ボランティア団体	清掃事務所(区役所敷地内)	03-3693-6113
清掃協会など	生涯スポーツ課(奥戸7-17-1)	03-3691-7111
生徒・児童対象スポーツ団体など	子育て支援課 (区役所4階401番)	03-5654-8266 03-5654-8297
私立幼稚園父母会	保育課(区役所7階707番)	03-5654-8268
私立保育園父母会	放課後支援課(区役所4階407番)	03-5654-7613

上表以外の団体は、活動内容に応じて関連の担当課にお問い合わせください。

家で食べよう！
 葛飾の美味しいメニュー



区内の店舗を応援するため、テイクアウトや出前を行っている店舗を葛飾区商店街連合会ホームページで公開しています。詳しくはホームページをご覧ください。

【担当課】 商工振興課

葛飾テイクアウト&出前店舗

検索



区内飲食店・食料品店オーナーの方へ
 ホームページ登録店舗を募集しています

【対象】区内のテイクアウトや出前を行っている飲食店・食料品店

【登録方法】

所定の申込書を郵送またはファクスで。申込書は葛飾区商店街連合会ホームページから取り出せます。

【登録・問い合わせ】

〒124-0014東四つ木4-3-8

葛飾区商店街連合会ホームページ事務局

FAX03-3692-7545 ☎03-3693-3646

新たに「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める方へ

経費の一部を補助します。詳しくは東京都中小企業振興公社ホームページ(<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyoo/conversion.html>)をご覧ください。

【問い合わせ】

(公財)東京都中小企業振興公社 ☎03-5822-7232

5月31日は
 世界禁煙デー



世界保健機関(WHO)は、5月31日を「世界禁煙デー」に定め、たばこの害について啓発し、喫煙しないことが一般的な社会になることをめざしています。

【担当課】健康づくり課 ☎03-3602-1268

■あなたの大切な人を守るために

たばこの煙には200種類以上の有害物質が含まれており、がんや脳卒中、心筋梗塞だけでなく、慢性気管支炎や肺気腫などさまざまな病気の原因となります。また、妊婦の方の喫煙や周囲での喫煙は、胎児の発育に影響を与えることが分かっています。

さらに近年では、主流煙よりも多くの有害物質が含まれる副流煙を吸ってしまう「受動喫煙」が大きな社会問題となっています。自分だけでなく家族のためにも禁煙にチャレンジしましょう。

■やめたくてもやめられない方は

「ニコチン依存症」という病気かもしれません。禁煙外来では医師による禁煙指導が受けられ、一定の要件を満たせば健康保険が適用されます。

保健所・保健センター(11面上欄参照)では、医療機関の案内や禁煙に関する相談を受け付けています。詳しくはお問い合わせください。